

テクノプラザものづくり支援センター
飲食施設運営委託業務プロポーザル公募要領

テクノプラザものづくり支援センター指定管理者
株式会社バイ・アール・テクノセンター

テクノプラザものづくり支援センター 飲食施設運営委託業務プロポーザル公募要領

岐阜県の県有施設であるテクノプラザものづくり支援センター（以下「テクノプラザ」という。）は、ITとものづくりの融合による産業の高度化・情報化及び新産業の創出を目指す「21世紀型モノづくりの拠点」として、岐阜県科学技術振興センターと言う名称で平成10年に開館されました。その後、令和6年度にものづくり産業の総合支援拠点として機能を強化するとともに現在の名称に改め、指定管理制度により運営されており、株式会社ブイ・アール・テクノセンター（以下「VR」という。）が指定管理者として管理運営を行っております。

本施設の飲食スペースは、テクノプラザの来館者及びテクノプラザエリア利用者の利便性向上と、快適な空間を提供することを主な目的として運営が行われておりますが、このたび運営期間の満了に伴い、プロポーザル（企画提案）による業務委託先の募集を行います。

この要領は、飲食施設運営委託業務の内容、プロポーザルにあたっての選定手続を定めたものです。

1 募集の内容

（1）委託業務名

テクノプラザものづくり支援センター飲食施設運営委託業務

（2）業務内容

「テクノプラザものづくり支援センター飲食施設運営委託業務仕様書」のとおり

（3）委託期間

令和7年6月1日（日）から令和8年3月31日（火）まで

- ※1. VRが委託業務の履行内容が良好と認める場合において、契約期間満了の6か月前迄にVR及び受託者が意思表示をしないときは、原則1年を単位に更新
- ※2. 飲食施設の営業は、原則として令和7年7月1日（火）から開始（当該期日に営業を開始することができない場合または当該期日以前に営業を開始する場合は、その理由を企画提案書に記載）
- ※3. 飲食施設の営業準備は、原則として令和7年6月1日（日）から開始
※これ以前に開始する場合はVRと調整をしてください。

（4）委託費

無し（VRから受託者への委託費等の支払いはありません）

2 施設（テクノプラザ）概要

（1）所在地

岐阜県各務原市テクノプラザ1丁目1番地

(2) 施設構造

☐ 本館

階	テクノプラザものづくり支援センター本館
5	指定管理者事務所、図書資料室、リラクゼーションルーム、入居団体事務所
4	貸出施設12室（ホール、会議室、実証室） 飲食施設 、交流サロン、DXベース（展示室）
3	貸しオフィス（7企業入居）
2	貸しオフィス（9企業入居）
1	指定管理者事務所兼VRオフィス、貸しオフィス（2企業入居）、研修室

☐ 第一別館、第二別館 貸会議室18室、技能検定室6室、岐阜県職業能力開発協会入居

☐ ベンチャーファクトリー 3工場

(3) 休業日・開館時間

・休業日 日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

・開館時間 午前9時から午後9時まで

(4) 施設情報

①各施設について

(ア) 貸出施設

・施設名と収容人数

プラザホール（約150人収容）、会議室1～5（約20人～48人収容）、特別会議室（約20人収容）、実証室1～5（企業用の実証スペース（収容人数の規定無し））

※年間を通して一般向けに貸出をしており、研修やセミナー、イベント、会議等で使用されています。

(イ) 図書資料室

・面積 850㎡

・蔵書数 約33,000冊（令和7年2月時点）

(ウ) リラクゼーションルーム

シャワー室やベッドを備えた休憩室です。

(エ) 交流サロン

一般向けの新聞を配置し、自由な雰囲気を利用者をはじめ一般の方々が交流す

るサロンスペースです。

※交流サロンの一部スペースを飲食の客席とすることが可能です。

(オ) 飲食施設

・面積	44.5 m ²	
客席		24.82 m ²
厨房、倉庫、その他		19.68 m ²

・席数 40～50席程度（机は10～15台程度）

※1.レイアウト(席数含む)の変更は可能です。

※2.使用する面積は変更可能です。

※3.飲食施設店舗以外の場所で販売を行う時は、事前にVRとの協議が必要です。

②施設の利用人数

- ・入居者数： 157人（令和6年7月時点）
- ・来館者数：58, 298人（令和6年4月～令和6年12月末実績）
※うち、第一、第二別館：24, 866人

③立地企業情報

- ・立地企業
航空機や自動車をはじめとする輸送機器、医療・福祉機器、機械・金属など、物づくり関係企業47社が立地した工業団地となっている。
立地企業47社の総従業員数：約1,652人

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加できる者は、以下の条件をすべて満たす者としてします。

- ① 食品衛生法の営業許可（飲食店）を受けていること。
- ② 過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加資格を有しない者）に該当しないこと。
- ④ 役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
ア 破産者で復権を得ない者
イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ⑤ 次のアからエまでのいずれかに該当する者でないこと。
ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てが

なされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く）

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき再生手続の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続に基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む）

エ VRに対して支払い等の未納、滞納の実績がある者

- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑦ 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑨ 本店及び県内に所在する営業所等が国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- ⑩ 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、提案書提出日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

（2）企画提案書の作成

以下に則って「企画提案書（様式別紙3）」を作成してください

□ 企画提案書の仕様

- ・規格はA4版（A3版資料折込可）
- ・使用する言語は日本語
- ・通貨は円

□ 記載内容

① 事業者の概要

- ・名称
- ・代表者名
- ・所在地
- ・資本金
- ・現在の業務内容
- ・従業員数
- ・調理師免許所有者
- ・決算概要（新規の場合は不要）
- ・店舗等の状況（新規の場合は不要）

・その他

② 行政処分の有無

③ 店舗計画の全体のコンセプト

- ・店名
- ・営業形態
- ・特徴などのPR
- ・内装の変更提案
- ・その他（集客の工夫・提案など）

④ 飲食施設の営業体制及び具体的な運営方法

- ・営業日・営業時間
- ・メニュー、料金
- ・人員体制
- ・臨時営業の対応等
- ・その他（ケータリングサービスなどの付加）

⑤ 添付書類

- ・収支計画書（テクノプラザの飲食施設運営を想定した概算の収入・支出計画）
- ・提案者の登記簿謄本又は現在事項全部証明書
- ・提案者の直近事業年度の事業報告書及び直近3事業年度の財務諸表
新規の場合は経営相談提出等による第三者の判断資料
- ・提案者の直近3年度分の納税証明書（法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税）
- ・提案者の食品衛生法営業許可指令書（写し）
- ・提案者の現在の営業概要が分かるパンフレット等（新規の場合は不要）

（3）実施スケジュール

時 期	項 目	備 考
公募開始	令和7年4月22日（火）	・公募要領等の公開 ・プロポーザル申込 受付
公募締切	令和7年5月16日（金）	
プロポーザル評価会議	令和7年5月26日（月）	
結果の通知・公表	令和7年5月26日（月）	

（4）公募要領等の公開・配布

- ① 配布期間 令和7年4月22日（火）～ 令和7年5月16日（金）

- ② 配布場所 テクノプラザものづくり支援センター指定管理者
株式会社バイ・アール・テクノセンター 事務室
〒509-0109 各務原市テクノプラザ1丁目1番地
TEL 058-379-2211
FAX 058-379-2282
E-mail monozukuri@gifu-techno.jp

※ 公募要領等は、テクノプラザホームページ(リンク)内に掲示し、郵便等での配布は行いません。

(5) 公募要領等に関する質問受付

- ① 受付期間 令和7年4月22日(火)～ 令和7年5月12日(月)
各日 午後5時15分まで
- ② 提出方法 質問は「公募要領等に関する質問書(様式別紙1)」により、電子メール又はFAXにより提出してください。
※1.提出後は、下記提出先に確認の電話をしてください。
※2.件名を「テクノプラザものづくり支援センター飲食施設運営委託業務」として送信してください。
- ③ 提出先 テクノプラザものづくり支援センター指定管理者
株式会社バイ・アール・テクノセンター
- ④ 回答方法 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時テクノプラザホームページ(リンク)内で公開します。なお、公開をもって公募要領等の追加・修正とします。

(6) 現地説明会

現地説明会は開催しませんので、希望者は事前にVRと協議してください。

(7) プロポーザル参加申込及び企画提案書の受付

- ① 受付期間 令和7年4月22日(火)～ 令和7年5月16日(金) (必着)
- ② 提出方法 ・参加申込書(様式別紙2) 1部
・企画提案書(様式別紙3)及び添付書類 5部

(正本1部・副本4部、副本はコピーで可)

- ③ 提出先 テクノプラザものづくり支援センター指定管理者
株式会社バイ・アール・テクノセンター
- ④ 提出方法 テクノプラザものづくり支援センター指定管理者株式会社バイ・アール・テクノセンターあてに持参又は郵送により提出
してください(5月16日8時30分から午後5時15分までとしま
す。)
郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください(期間内必着)。
- ⑤ その他 プロポーザル評価会議において、企画提案書等を使用してプレゼンテー
ションを実施していただきます。また、追加資料の提出を求める場合が
あります。

(8) 参加に際しての留意事項

① 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ア 評価会議評価員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の提案者と提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ウ 最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的
に開示した場合
- エ 提案書類に虚偽の記載をした場合
- オ 要領に反すると認められる場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効となります。

③ 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他
日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、
維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うもの
とします。

④ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

⑤ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません（軽微なものを除く）。

⑥ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑦ 費用負担

企画提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑧ その他

ア 参加者は、企画提案書の提出をもって、要領等の記載内容に同意したものとします。

イ 提出された企画提案書等は、「テクノプラザものづくり支援センター情報公開規程」に基づく情報公開請求の対象となります。

ウ 参加申込書の提出後に辞退をする場合は企画提案書受付期間内に、企画提案書の提出後に辞退をする場合は評価会議開催日前日までに、辞退届を提出してください。

(9) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

テクノプラザものづくり支援センター指定管理者

株式会社ブイ・アール・テクノセンター 事務室

〒509-0109 各務原市テクノプラザ1丁目1番地

TEL 058-379-2211

FAX 058-379-2282

E-mail monozukuri@gifu-techno.jp

(留意事項) ・上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、ファックス又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうか確認を電話で行ってください。

・メール送信の際は、件名に「テクノプラザものづくり支援センター飲食施設運営委託業務」と記したうえで送信してください。

4 評価に関する事項

(1) 評価方法

- ・評価は VR が別に定める委員により組織された「テクノプラザものづくり支援センター飲食施設運営委託業務プロポーザル評価会議」が行います。
- ・委託者の選定にあたっては、評価項目に沿って、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価会議構成員が評価・採点し審議のうえ選定します。

(2) 評価会議

- ・開催日 令和7年5月26日(月)
※開始時間は申込者に追って連絡いたします。
- ・場 所 テクノプラザものづくり支援センター本館 4階 第3会議室
- ・企画提案の所要時間(1提案者あたり)
プレゼンテーション 20分間以内
評価会議構成員からの質疑 10分間程度
- ・注意事項
 - ① 評価会議への出席は2名までとします。
 - ② 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
 - ③ 指定の時間に遅れた場合、欠席した場合は、評価の対象としません。
 - ④ プレゼンテーションの際に、プレゼンテーションソフト等を使用する場合は、パソコン等端末は説明者側で用意してください。プロジェクター及びスクリーンはVRで用意しますが、説明者が持ち込むことも可とします。また、機器不良の場合に備え、機器を使わない形でプレゼンテーションを行う体制を整えてください。

(3) 評価項目及び評価内容

別表1「テクノプラザものづくり支援センター飲食施設運営委託業務プロポーザル評価基準」のとおり。

(4) 最優秀提案者の決定

- ・上記評価項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーション内容に基づき評価を行い、評価会議評価員が評価・採点した結果、基準点(配点の6割以上)を満たし総評価点が最高点の者を最優秀提案者とします。

- ・参加者が1者のみの場合、評価の結果においてプロポーザル評価要領に定める基準点を満たすときは、当該参加者を最優秀提案者とします。

(5) 選定結果の通知・公表

選定結果は、評価会議終了後、契約交渉の相手方が決定してから郵送により通知するとともにテクノプラザホームページで公表します。

5 契約方法

VRは選定した最優秀提案者と協議し、委託業務に係る仕様書の内容を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、VRと最優秀提案者の協議により最終的に決定します。

なお、当初協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には評価結果において評価点が次に高い提案者と協議を行います。

6 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

受託者は、食品衛生法、労働基準法、労働安全衛生法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守してください。また、営業に必要な許認可等は、受託者が取得してください。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、VRと協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

(3) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、「テクノプラザものづくり支援センター個人情報保護規程」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

7 業務の継続が困難となった場合の措置について

VR と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、VR は契約の取消しができます。この場合、VR に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、VR 及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとします。

8 不当介入における通報義務

契約候補者が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

9 問い合わせ先

テクノプラザものづくり支援センター指定管理者
株式会社ブイ・アール・テクノセンター 事務室
担当 野村・西垣（聡）

〒509-0109 各務原市テクノプラザ1丁目1番地

TEL 058-379-2211

FAX 058-379-2282

E-mail monozukuri@gifu-techno.jp